

# SHINWA NEWS

令和8年度税制大綱の概要①

令和8年1月  
( No. 26 )

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

さて、去る12月19日に令和8年度税制改正大綱が自由民主党と日本維新の会により発表されましたので、主な項目をご紹介します。法案成立は例年3月末頃となる見込みです。

## [1] 所得税に関する改正について

### (1) 基礎控除の引き上げ

物価上昇局面の対応策として、令和8年分以降の個人の所得税の基礎控除額を4万円引き上げ、62万円になります。(合計所得金額2,350万円以下の個人が対象)

### (2) 給与所得控除の最低額の引き上げ

同様の観点から、給与所得控除の最低保障額が令和8年分以降、69万円に引き上げられます。

### (3) 基礎控除の特例の引き上げ及び給与所得控除の最低額の特例の創設

消費者物価指数上昇率に対応した対策として、令和8年及び令和9年について基礎控除の特例が一定額増額され、また給与所得控除の最低保証額の特例(5万円の増額)が創設されます。

これにより178万円の壁(給与収入178万円までは所得税が非課税)が実現されます。

上記改正により、令和8年及び令和9年の基礎控除は以下のようになります。

給与収入の目安	合計所得金額	基礎控除(特例含む)
～ 665万円	～ 489万円	<b>104万円</b>
～ 850万円	～ 655万円	<b>67万円</b>
～2,545万円	～2,350万円	<b>62万円</b>
～2,595万円	～2,400万円	<b>48万円</b>
～2,645万円	～2,450万円	<b>32万円</b>
～2,695万円	～2,500万円	<b>16万円</b>
2,695万円～	2,500万円～	<b>0円</b>

### (4) 扶養控除等の見直し

基礎控除の引き上げに伴い、配偶者控除、扶養控除等の合計所得金額要件は令和8年分以降62万円以下に引き上げられます。

また、上記(1)から(3)の改正により、令和8年及令和9年において、給与収入のみの方は136万円以下で扶養親族等に該当します。

### (5) 住宅ローン減税の延長及び見直し

住宅ローン減税の適用期限を令和12年12月31日まで延長し、昨年と同程度の借入金限度額が継続されます。また、40㎡以上50㎡未満の住宅についても適用が拡大されました。(合計所得金額が1,000万円を超える年を除く)

(6) N I S Aの拡充

令和9年以降、18歳未満についても積立投資枠のN I S Aの適用が可能になります。  
(年間60万円、総額600万円が限度)

## [2] 法人税に関する改正について

(1) 少額減価償却資産の特例の増額

中小企業者等(資本金1億円以下の法人等)の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、令和8年4月1日以降に取得する対象資産の取得価額が40万円未満(現行30万円未満)に引き上げられます。

(2) 賃上げ促進税制の見直し

① 大企業(従業員2,000人超の法人等)

令和8年3月31日までに開始する事業年度で廃止されます。

② 中堅企業(資本金1億円超、従業員2,000人以下の法人等)

継続雇用者給与等支給額の増加割合を4%以上(現行3%以上)に引き上げ、  
また一定の縮小をしたうえ、令和9年3月31日までに開始する事業年度で廃止されます。

③ 中小企業(資本金1億円以下の法人等)

教育訓練費の上乗せ措置を廃止したうえ、賃上げ促進税制が継続されます。

## [3] その他の改正について

- (1) 適格請求書発行事業者(インボイス登録事業者)以外の者から課税仕入れの経過措置の見直し  
インボイス登録事業者以外の者から行った課税仕入れについて、経過措置が2年間延長され、  
また一部見直しにより、下記のように控除割合が適用されます。  
この改正により、会計ソフトの更新、整備等が必要になることが想定されます。

課税仕入れの期間	控除可能割合
～R 8. 9. 30	<b>80%</b>
R 8. 10. 1～R10. 9. 30	<b>70%</b>
R10. 10. 1～R12. 9. 30	<b>50%</b>
R12. 10. 1～R13. 9. 30	<b>30%</b>
R13. 10. 1～	<b>0%</b>

(2) 食事補助の経済的利益に関する非課税金額の見直し

法人等から従業員等に支給される食事について、給与課税されない要件が以下の通り見直されます。

- ① 本人が食事の価額の半分以上負担すること  
② 法人等の負担額が1月当たり7,500円(税抜)以下であること(現行3,500円以下)

---

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊法人の担当者までご連絡ください。